

- 1 空欄 ① から ⑤ に入るべき適切な語句を答案用紙に記入しなさい。
- 2 下線部(ア)に関して、固定資産の減損と減損処理について簡単に説明しなさい。
- 3 下線部(イ)に関連して、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」四(7)②では、「共用資産の帳簿価額を各資産又は資産グループに配分して、配分後の各資産又は資産グループについて減損損失の認識と測定を行う方法がある」としているが、この方法は原則として採用されていない。その理由を1つ述べなさい。
- 4 下線部(ウ)に関して、減損損失の戻入れはなぜ行われないのか、その理由を1つ述べなさい。
- 5 下線部(エ)に関連して、「固定資産の減損に係る会計基準注解」(注1)の内容を述べた次の文章の下線部(A)から(G)のうち、間違っているものを2つ選び答案用紙にその記号を記入し、さらに正しい語句に修正しなさい。

回収可能価額とは、資産又は資産グループの使用価値と正味売却価額のいずれか低い方の金
 (A) 額をいう。使用価値とは、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずる
 (B) と見込まれる将来キャッシュ・フローの公正価値をいう。正味売却価額とは、資産又は資産グ
 (C) ループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額をいう。時価とは、公正な評価額
 (D) (E) をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には、合理的
 (F) (G) に算定された価額をいう。

- 6 下線部(オ)に関連して、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」第18項で、賃貸等不動産は、「事実上、事業投資と考えられるものでも、その時価を開示することが投資情報として一定の意義がある」等の理由で期末に時価による注記を規定しており、その評価差額を損益とすることを否定している。その理由を2つ述べなさい。

〔第一問〕 －25点－

「固定資産の減損に係る会計基準」(同基準の設定に関する意見書含め、以下「減損基準」という。)から抜粋した以下の文章に関連した以下の各問に答えなさい。

事業用の固定資産については、通常、市場平均を超える成果を期待して事業に使われているため、市場の平均的な期待で決まる^A①が変動しても、企業にとっての^B②がそれに応じて変動するわけではなく、また、②自体も、投資の成果である③が得られるまでは④したものではない。そのため、事業用の固定資産は⑤から減価償却等を控除した金額で評価され、損益計算においては、そのような資産評価に基づく^C④利益が計上されている。

- 1 空欄^①から^⑤に入る適切な用語を答えなさい。
- 2 上記下線部Bに関して、経営者が期待するこの成果は一般に何と呼ばれるか答えなさい。
- 3 上記下線部Cに関して、その目的について説明しなさい。
- 4 上記下線部Aに関して、上記文章の評価に加え行われる投資額の回収可能性を反映させる会計処理についてその目的を説明しなさい。
- 5 上記下線部Aとは異なる金融資産(金融投資)に適用されている時価評価についてその目的を「減損基準」に基づいて答えなさい。
- 6 次の文章について、誤っている箇所があれば解答用紙の正誤欄に×印を、誤っている箇所がなければ○印を記入し、誤っている箇所がある場合には、その理由を簡潔に述べなさい。
 - (1) 帳簿価額が資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を下回る場合に減損損失を認識する。
 - (2) 減損基準においては、減損処理後に収益性が回復した場合の減損損失の戻入れについて、当期に戻入れを行う方法(洗替え法)と行わない方法(切放し法)のいずれかの方法を選択適用できることとされている。

また、残高試算表の賞与引当金は前期末残高であり、平成 26 年 6 月の支給分は全額を従業員給与及び賞与に計上している。

11 退職給付引当金に関する事項

当社は確定給付型の退職一時金制度と企業年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から期末における年金資産の額を控除した金額をもって退職給付引当金を計上している。また、当社は従業員が 300 人未満であり合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職一時金制度においては期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度においては年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法（簡便法）を採用している。

なお、残高試算表の退職給付引当金は前期末残高であり、会計基準変更時差異は、第 31 期の期首(平成 12 年 4 月 1 日)より 15 年で定額償却している。会計基準変更時差異の償却額は、販売費及び一般管理費の退職給付費用に含めるものとする。

- (1) 退職一時金制度における自己都合要支給額、企業年金制度における責任準備金及び年金資産の額は、次のとおりである。なお、年金資産の額は、公正な評価額である。

(単位：千円)

	退職一時金制度	企業年金制度	
	自己都合要支給額	責任準備金の額	年金資産の額
当期末	50,860	54,040	16,950
前期末	43,860	46,250	14,460

- (2) 当期における退職一時金の支給額は 1,850 千円であり、仮払金に計上している。
- (3) 当期における退職年金への拠出金は 2,960 千円であり、仮払金に計上している。また、年金給付支払額は 1,360 千円であった。
- (4) 税務上、退職給付引当金は全額が損金として認められないため、税効果会計を適用する。

12 増資に関する事項

平成 26 年 10 月 31 日を払込期日とする第三者割当増資を行った。募集株式の数は 200 株であり、うち 150 株については普通株式を新たに発行し、残り 50 株は自己株式の処分によった。払込金額は 1 株につき 90 千円であるが、払込金額の全額を仮受金に計上したのみで会計処理が未了である。資本組入額は会社法が定める最低限度額とする。なお、株式交付費用は考慮する必要はない。

16 退職給付引当金に関する事項

当社は退職一時金制度と確定給付型の企業年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から期末における年金資産の額を控除した金額をもって計上すべき退職給付引当金としている。また、当社は従業員が300人未満であり合理的に数理計算上の見積もりを行うことが困難であるため、原則的方法ではなく簡便法によっており、退職一時金制度においては期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度においては年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務としている。

なお、会計基準変更時差異は平成18年3月期期首（平成17年4月1日）より15年で定額償却している。

(1) 退職一時金制度に係る事項

- ① 前期末の自己都合要支給額は353,510千円である。
- ② 当期における退職金支給額は31,000千円であり、仮払金（【資料3】9(2)参照）に計上している。
- ③ 当期末の自己都合要支給額は400,660千円である。

(2) 企業年金制度に係る事項

- ① 責任準備金の額は次のとおりである。

前 期 末	当 期 末
178,500千円	187,560千円

- ② 年金資産の額（公正な評価額）は次のとおりである。

前期末残高	当期末残高
143,500千円	154,800 円

- ③ 当期の退職年金への掛金拠出は33,000千円であり、仮払金（【資料3】9(2)参照）に計上されている。
- (3) 当期における役員退職慰労金の支給額は35,000千円である。当該支給額について役員退職慰労積立金を直接減額しているため、適正な会計処理に改めることとする。
- (4) 会計基準変更時差異の償却額は販売費及び一般管理費に計上する。

17 新株発行に関する事項

平成26年9月1日を払込期日として新株発行を行っているが、新株発行による払込金額を仮受金として処理している（【資料3】12(3)参照）。なお、資本金組入額は会社法に規定する最低限度額とする。